

4. 教育の充実

1) 役職者研修

- H30年度は、地区長2名と単会三役31名(84名中)が新任となります。
- 研究所の基本方針「更なる“新”に挑む」5ヵ年計画3年目にあたり、それぞれの役職者としての“役割”や“心がまえ”を学ぶことはもとより、法人局活動重点の「人づくり」に対応して役職者研修の充実強化を図る。

地区長研修(年2回:9月・2月)

- ◆対象／三役・副幹事長・正副地区長・正副普及拡大委員長(計22名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／地区長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

会長研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／正副会長・単会会長・地区長・統括委員長・普拡委員長(計41名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／単会会長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

専任幹事研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／幹事長・専任幹事・副地区長・副統括委員長・普拡副委員長(計39名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／専任幹事の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

事務長研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／正副事務長・監査・単会事務長・県事務局2名(計34名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／事務長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

委員長研修(年1回:9月)〈単会の普及拡大を除く〉

- ◆対象／正副三役・正副普及拡大委員長・正副6委員長(計24名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／委員長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

単会役職者研修(随時:地区主催)

- ◆対象／単会役職者(単会主催:開催の希望は地区長に相談すること)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・県役員・他
- ◆内容／各役職の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

2) 法人レクチャー研修(11月4日)

- 講話内容(体験報告)に更に磨きをかけるため、全員の発表と相互評価ができるよう分科会などを企画します。(全員の出席が必須)
- ※欠席者には、別途、単会MSなどでの講話審査を受けていただきます。
- ※法人レクチャーの推薦候補は、県内レクチャーから選出する。

3) 県内レクチャー制度

- 法人レクチャーとして推薦できる人材を育成することを目的に、各単会MSや県主催行事での報告会などで体験報告を行うものとする。

〈認定基準〉

選考委員の推薦を受け、認定研修会受講後に認定される。(1年任期)

〈認定対象〉

- 現単会役職者(1年以上)であり、所属単会MSに出席していること。
- 倫理実践による事業体験を中心に話すことが出来る人材であること。
- ※新任の県役員・単会会長は、自動的に認定研修の候補者となる。

選考委員／県四役(四役会対象者)が選考委員となり県会長に推薦する。

認定研修／【前期】平成29年9月20日(水)

(新任の県役員、単会会長に対するH30年度の認定)

【後期】平成30年6月6日(水)・7日(木)

(県四役会・企画会にて選考されたH31年度の認定)

新任研修／1人15分に発表内容をまとめ研修会で発表する。

- (発表内容の原稿は研修前日までに県事務局に提出する)
- 発表に対する指導・アドバイス後、認定書を授与される。

継続研修／受講後、次年度継続して認定される。(H30年6月6・7日)

発表内容の相互評価により更に磨きをかける研修とする。

認定委員／倫理経営インストラクター(有資格者)

※県や単会の派遣要請は「積極的に喜んで」受け、経験を積み重ね研鑽する。

また、年間で1社以上は必ず普及することを条件とする。

※年度後期に県四役会において、継続者の判定を協議する。(非公開)

4) 県内シニアレクチャー制度

- 当該年度の期首(9月1日)時点で満70歳以上の県内レクチャーは、豊富な人生経験を活かした倫理体験を通して、後進育成のため県内シニアレクチャーとなる。(1年任期)

〈認定取消〉

県内レクチャー・県内シニアレクチャー認定の取消は、研究所の“法人レクチャー委嘱の取消”に準ずる。